

保護者様

摂津市教育委員会事務局  
次世代育成部 こども教育課



### 幼児教育・保育の無償化(施設等利用給付認定)の手続きについて(お知らせ)

施設等利用給付認定(令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化)について、次のとおりお知らせします。  
認定を希望する方は、期限までにお手続きをお願いします。

#### 1. 預かり保育の利用料の無償化について

保育の必要性の認定として、**施設等利用給付認定(2号認定)**を受けた場合、預かり保育の利用料(日額400円)が無償となります(おやつなどの実費は無償化の対象外です)。認定の要件等については、2ページをご覧ください。  
また、市立認定こども園とは別に、**認可外保育施設等**を利用する場合、その利用料も無償化の対象となります(3ページ参照)。

#### 【必要書類】

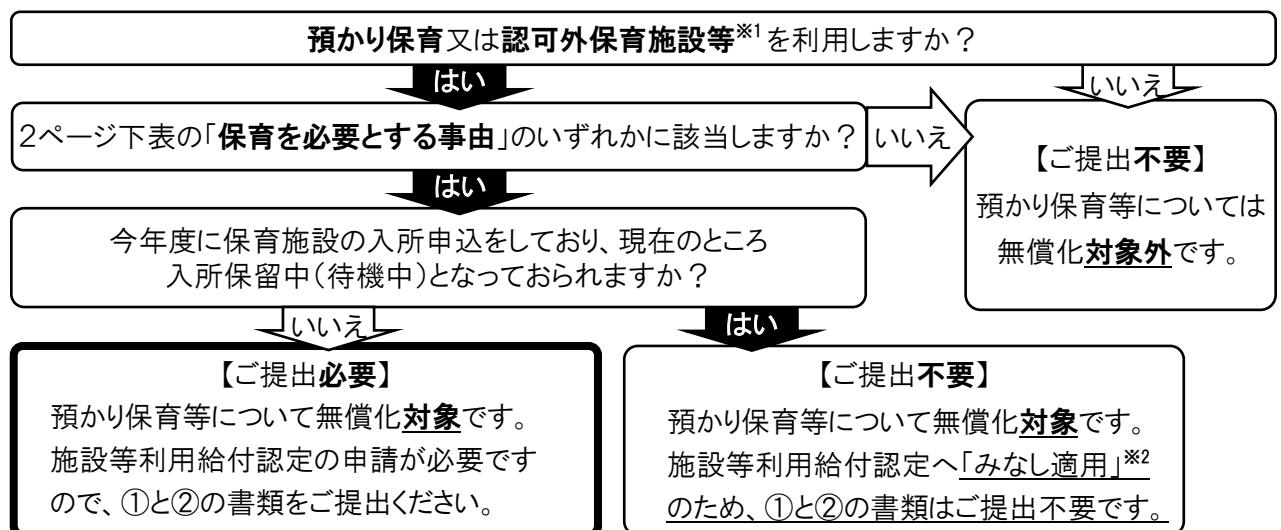
認定を希望する方は、次の書類をこども教育課へ提出してください。

- ①子育てのための**施設等利用給付認定申請書(保育認定用)**
- ②**保育の必要性の認定に必要な添付書類(2ページ参照)**

- ▶原則として、申請書の提出日より前に遡及して認定することはできませんのでご注意ください。
- ▶②の書類(就労証明書等)の用意に時間がかかる場合は、それらは後日として(認定日から1ヶ月が限度)申請書を先にご提出いただいても差支えありません(認定開始日は、事由に当てはまる日以降となります)。
- ▶②の書類については、令和5年度の保育所等入所申込で提出済みの場合は、添付を省略いただけます。

#### 【書類が不要となる場合】

上記①②の提出が不要となる場合があります。次のフローチャートにてご確認ください。



※1 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミサポをいいます(3ページ参照)。

※2 「みなし適用」のときは、保育施設の保留通知にあわせて「希望申出書」を送付します。その書類のご提出、もしくは電子申請をもって認定となりますので、届かない場合は、こども教育課へお問い合わせください。

例：【祖母・父・母・年長の子・年少の子】の5人世帯の場合  
父の分1枚、母の分1枚で計2枚です。

## 2. 保育の必要性の認定に必要な添付書類について

保護者それぞれの保育の必要性を証明する書類が、1世帯につき1枚ずつ必要です。施設等利用給付認定の申請書に添えてご提出ください。

➤令和4年10月以降に、保育所等入所申込などの手続きで別途こども教育課へ提出された方で、記載内容に変更のない場合は、添付を省略いただけます。

↳添付を省略される場合は、申請書の余白に「何の書類を、いつ頃提出済」の旨を記載してください。

事由	必要書類	
就労	居宅外労働	就労証明書(就労内定の場合は、その証明を受けてください。)
	内職	内職証明書(就労内定の場合は、その証明を受けてください。)
	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む。)	自営業申立書及び自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証又は開業届等)
出産前後	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)	
傷病	保育が必要である旨の記載がある傷病証明書又は診断書	
障害等	障害による手帳等の交付を受けている方	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
	障害による手帳等の交付を受けていない方	障害者に相当することが分かる診断書
介護・看護	介護・看護申立書及び介護又は看護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)	
求職活動	誓約書兼求職活動報告書	
就学	在学時間が分かるもの(時間割等)及び在学の証明書(在学証明、学生証の写し等)	
育児休業	育児休業証明書又は育児休業の取得期間が記載された就労証明書	

## 3. 保育の必要性の認定について

施設等利用給付の認定には、次表の「保育の必要性の認定」が必要です。

※この場合の保護者には、祖父母等の同居の親族は含みません。

保護者\*のいずれもが、以下の保育を必要とする事由のいずれかに該当する場合に認定されます。

事由	保育を必要とする事由		認定期間
	事由	内容	
就労	就労	月64時間以上就労していること(休憩時間を含む)	就労している期間
出産前後	出産前後	出産前8週間、出産後8週間の期間にあること	出産前8週間、出産後8週間の期間
傷病・障害等	傷病・障害等	疾病や負傷、精神や身体に障害(相当)があること	必要と認められる範囲内
介護・看護	介護・看護	同居親族(長期入院中の親族を含む)を常時介護又は看護していること	
災害復旧	災害復旧	震災、風水害、火災その他災害復旧にあたっていること	
求職活動	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること	
就学	就学	月64時間以上就学していること(職業訓練学校を含む)	最長90日
育児休業	育児休業	育児休業を取得する場合で、上の子が既に認可外保育施設を利用しており、その継続利用が必要と判断される場合	育休に係る子どもが満1歳に達する日の月末。ただしやむを得ず育休を延長した場合は、その子どもが2歳に達する日の月末
その他	その他	その他、保育の必要性があると認められる場合	必要と認められる範囲内

➤事由が月の途中で終了する場合、その月末までが認定期間となります。

【ご注意】

- 認定期間中に、上表の事由のいずれにも該当しなくなったときは、認定の対象外となりますので、必ずご連絡ください。
- 認定期間内に、退職や出産など保護者の状況に変化があったときは、認定期間の変更等を行う必要がありますので、必ずご連絡ください。
- 認定期間内においても、現況届として書類の再提出をお願いすることがあります。
- 「求職活動」においては、継続的に活動を行う場合に認定されます。90日以内に、就労を始めたことが分かる証明(就労証明書等)を提出していただくことで、90日経過後も継続して認定を受けることができます。90日経過後も引き続き「求職活動」事由により申請する場合、活動内容が不十分なときは認定を継続できない場合があります。
- 認定期間が満了した後、継続して認定を希望する際は、期間満了の翌日までに申請書類を、再度ご提出いただく必要があります。

#### 4. 認可外保育施設等の無償化

認定こども園を利用しながら、認可外保育施設等も利用している場合、保育の必要性の認定として、**施設等利用給付認定(2号認定)**を受けることで、その利用料についても、次のとおり無償化の対象となります(諸費、通園送迎費、教材費、行事費、給食費その他の実費負担額は無償化の対象外です)。

【無償化の範囲】

月額11,300円から、預かり保育の無償化の額を差し引いた額が、無償化の範囲となります。

《給付額の計算例》

	預かり保育に係る無償化の給付額	認可外保育施設等に係る無償化の上限額【①】	認可外保育施設等に支払った保育料【②】	認可保育施設等に係る無償化の給付額【①と②の低い方の額】
例1	利用しない =0円	11,300円	5,000円	11,300円>5,000円 5,000円
例2	400円×10回 =4,000円	11,300円-4,000円 =7,300円	5,000円	7,300円>5,000円 5,000円
例3	400円×10回 =4,000円	11,300円-4,000円 =7,300円	9,000円	7,300円<9,000円 7,300円

【給付方法】

利用料を通常どおり施設等へお支払いいただいた後、市へ給付の請求書を提出いただくことで、後日、市からご指定の口座へ無償化の金額を給付いたします。※請求書類については、認定通知に合わせてお知らせします。

【対象となる施設・事業】

#### 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

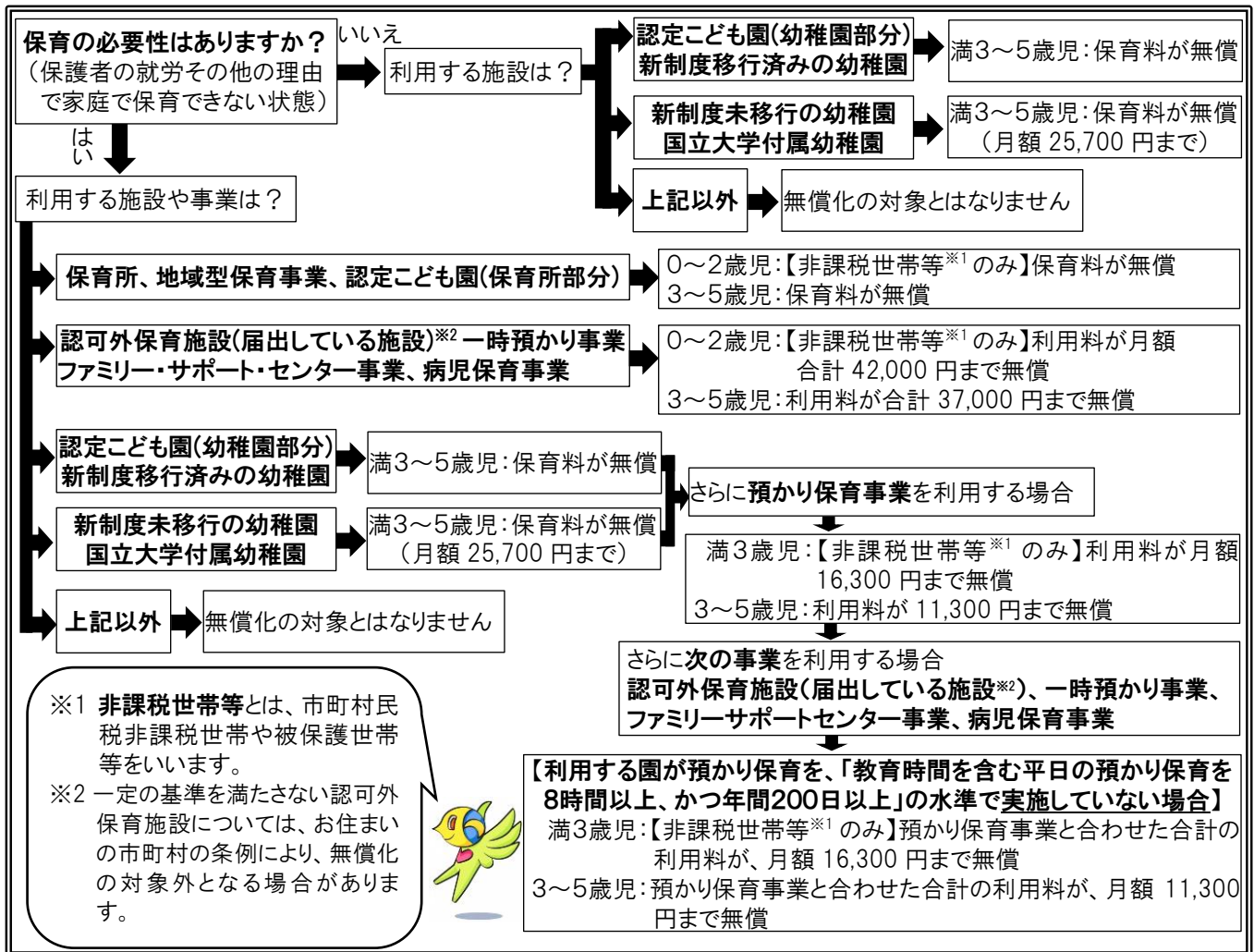
※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します(企業主導型保育事業を除きます)。

§ 無償化の対象となる認可外保育施設について §

都道府県又は市町村に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間(令和元年10月1日から令和6年9月末日)の猶予期間が設けられています(令和6年10月以降、基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象外となりますのでご注意ください。詳しくは、こども教育課へお問い合わせください)。


## 5. 幼児教育・保育の無償化の概要について(参考)

保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等に関する幼児教育・保育の無償化のフロー図です。



- フロー図中の「新制度」とは、平成27(2015)年に開始した**子ども・子育て支援新制度**をいいます。
- **認定こども園の1号認定(幼稚園)枠**や**幼稚園**の園児は、「認可外保育施設等」を併用する場合、各園の**預かり保育**の実施状況によっては、無償化の対象となる場合があります(公立園の場合は対象となります)。
- 認可保育所、認定こども園、幼稚園を利用する場合で、給食の提供がある場合、その給食費のうち**おかず代(副食費)**に対する無償化も行われています。適用には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- **保育所**や**認定こども園の2・3号認定(保育所枠)**、**地域型保育事業**、**企業主導型保育事業**の園児は、「認可外保育施設等」を併用されていても、その利用料は無償化の対象外です。

お問い合わせ先


**摂津市教育委員会事務局 次世代育成部 子ども教育課**  
 〒566-8555 大阪府摂津市三島1-1-1 新館6階  
 TEL: 06-6383-1111 又は 072-638-0007  
 06-6383-1184(直通)